

豊中市介護予防・日常生活支援 総合事業 事業者説明会

平成28年(2016年)12月13日、15日 豊中市健康福祉部

総合事業実施の背景・趣旨

介護予防・日常生活支援総合事業とは

- 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、全ての市町村が実施する、介護保険法第115条の45第1項に規定する「**介護予防・日常生活支援総合事業**」（以下、「総合事業」という。）のことです。

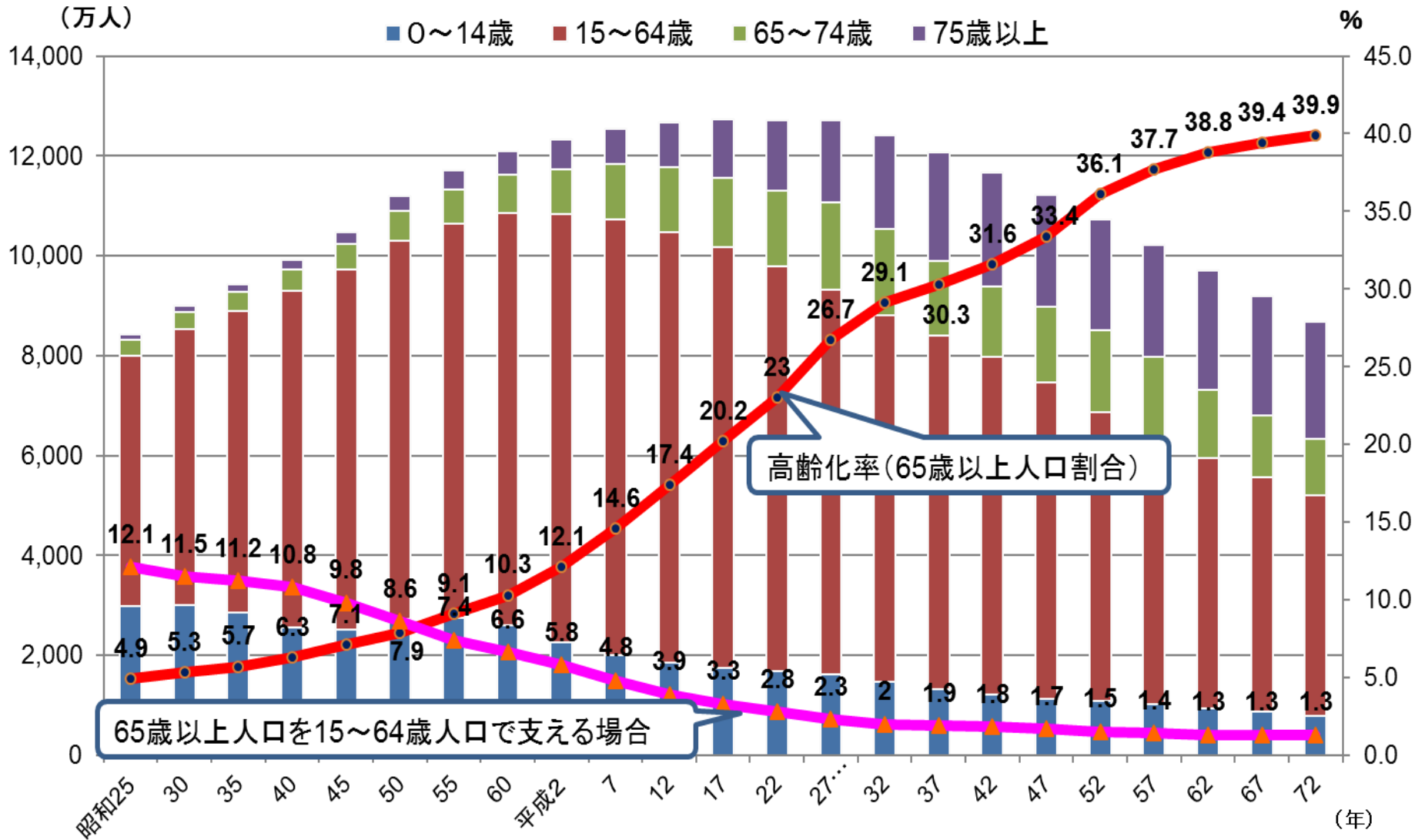


- この法律の施行により、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が実施主体である地域支援事業に移行し、多様なサービスを提供することなどが定められました。

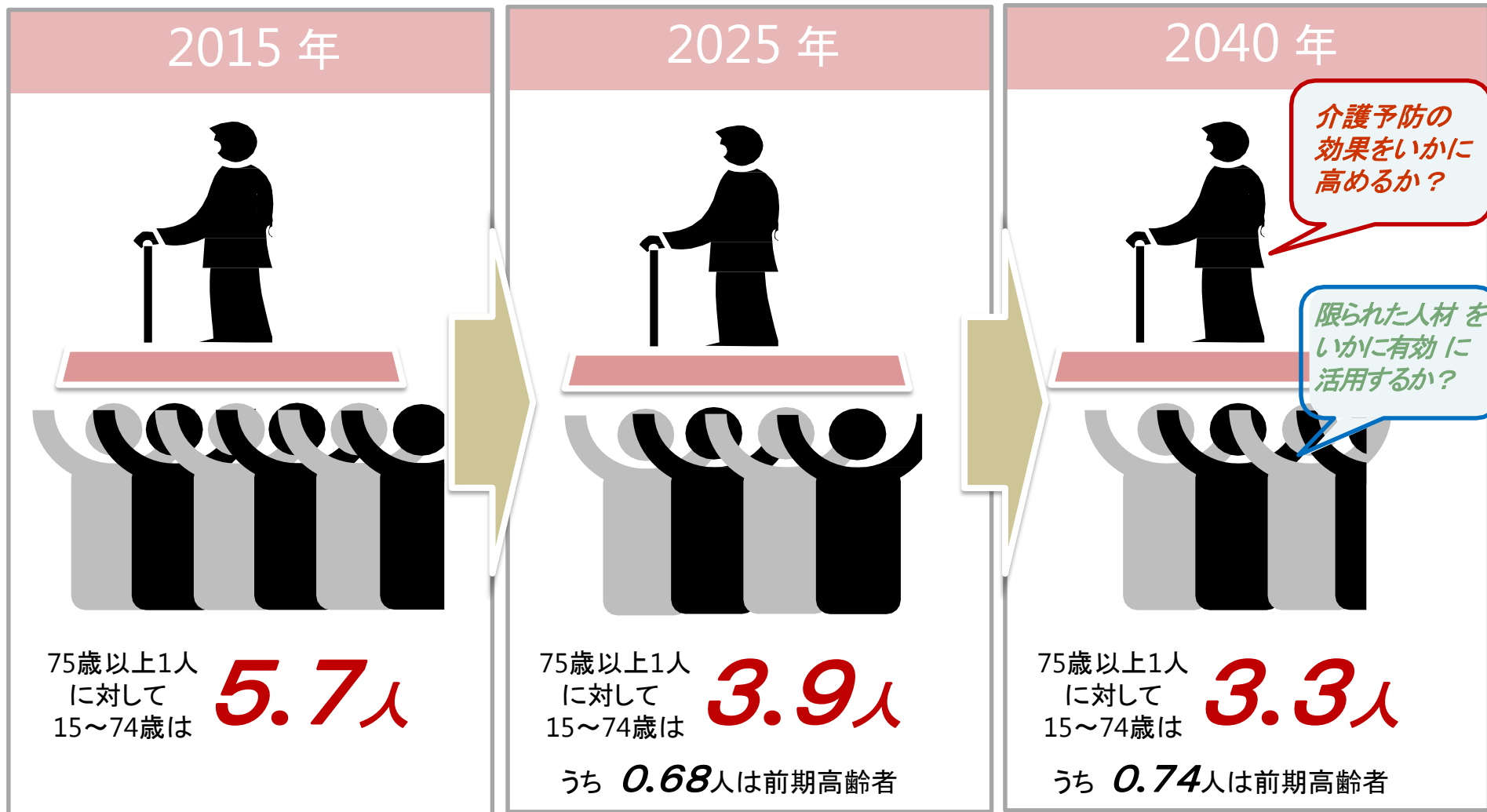
豊中市では、**平成29年4月から**総合事業を実施します。

高齢化の推移と将来推計

出典：内閣府「平成28年度高齢社会白書」



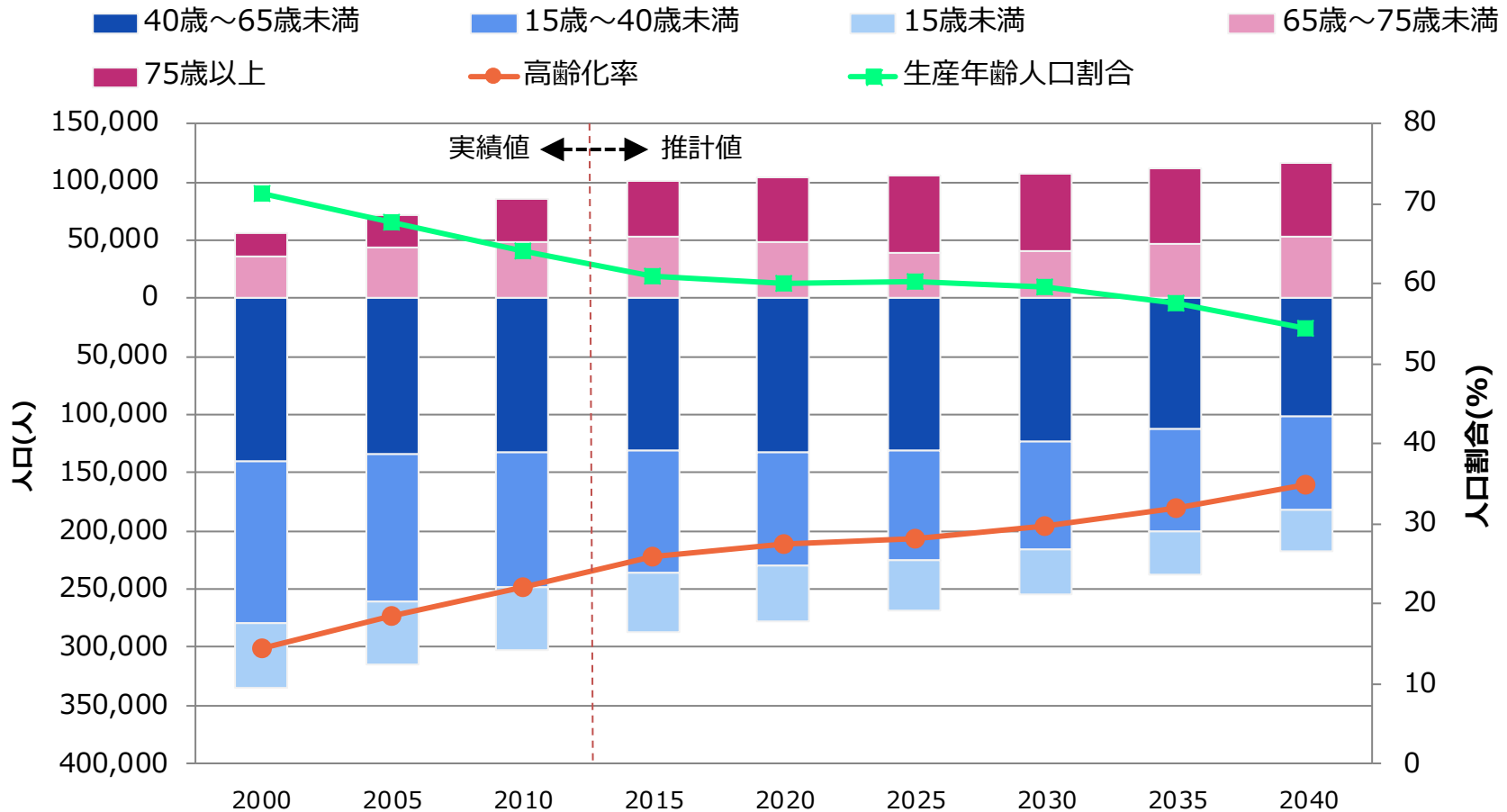
2. どんどん重くなる負担にどうやって対処するか



本市の状況

豊中市の人口の推移

出典：地域包括ケア「見える化」システム
(平成28年10月7日取得)

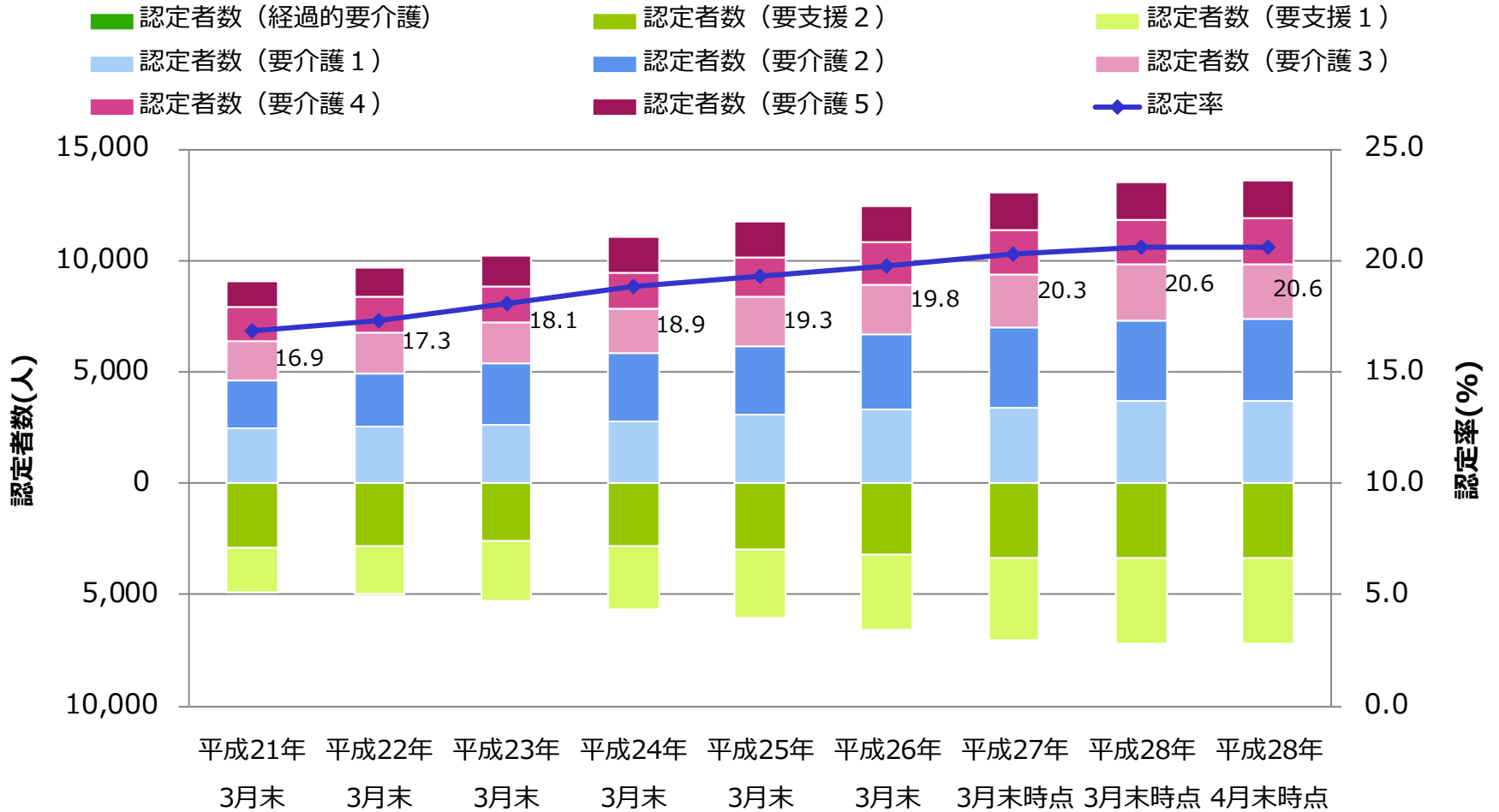


(出典) 2000年～2010年まで：総務省「国勢調査」

2015年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」

豊中市の要介護（要支援）認定者数、 要介護（要支援）認定率の推移

出典：地域包括ケア「見える化」システム
(平成28年10月7日取得)

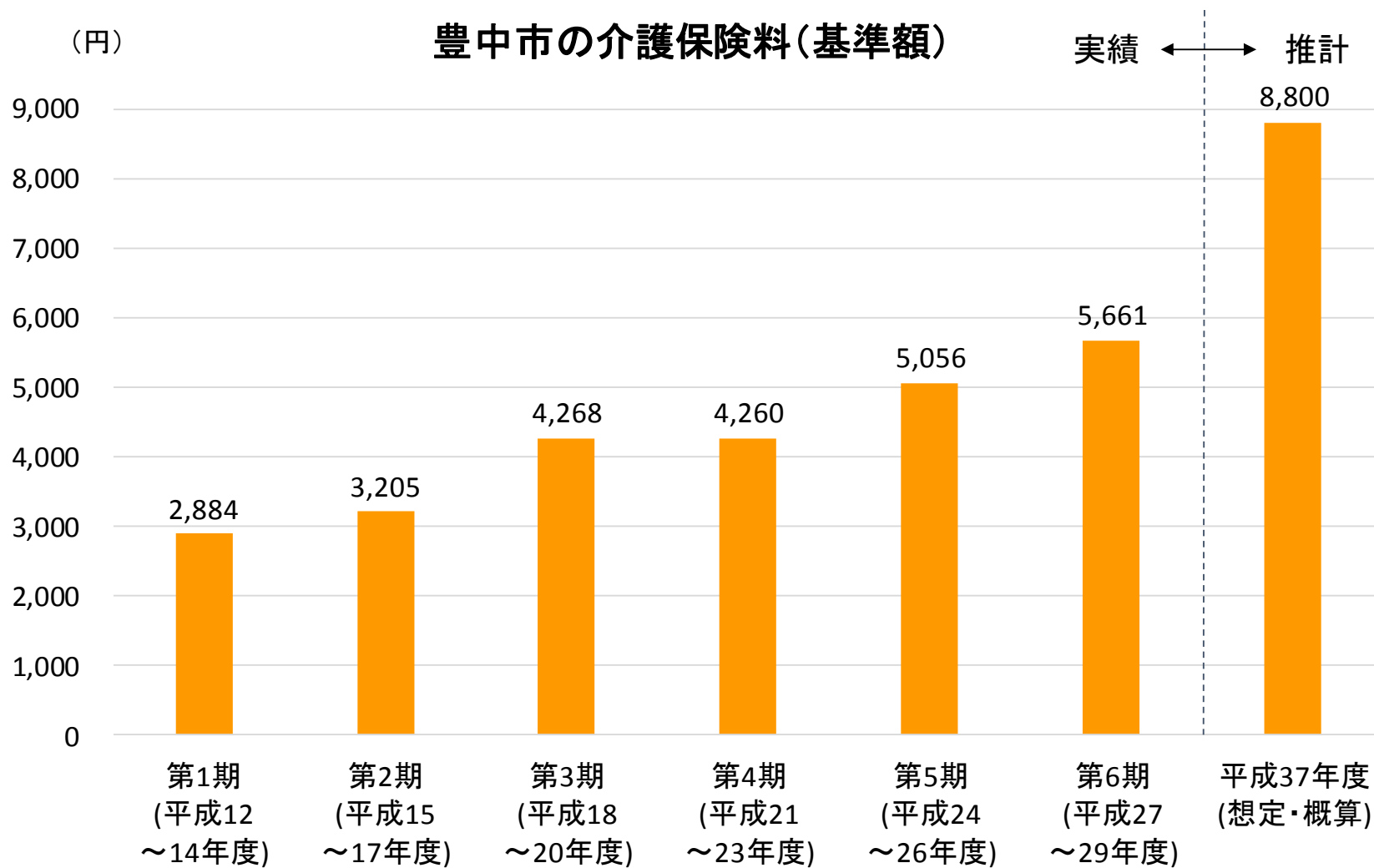


(出典) 平成20年度から平成25年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、平成26年度から平成27年度：「介護保険事業状

介護保険法

第1条(目的)	～その有する能力に応じ 自立した日常生活 を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け～
第2条 第2項	～ 要介護状態等の軽減又は悪化の防止 に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
第2条 第4項	～可能な限り、その居宅において、 <u>その有する能力に応じ自立した日常生活を営む</u> ことができるように配慮されなければならない。
第4条	国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、～中略～常に健康の保持増進に努めるとともに、 <u>要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努める</u> ものとする。

サービス費用の増加に伴い、保険料も上昇



総合事業の実施によりめざすことは？

介護予防の強化	① 介護予防・生活支援サービス事業における介護予防の推進 →各サービスにおいて自立支援につながる介護予防プログラムを提供する	【介護予防・生活支援サービス事業】 現行相当サービス 基準緩和サービス 短期集中サービス
	② 介護予防ケアマネジメント力の強化 →ケアマネジメントを通じた介護予防への動機づけ・行動変容を支援する	【介護予防ケアマネジメント】
	③ 一般高齢者への意識啓発、介護予防に取組みやすい環境づくり →個人の身体機能面へのアプローチに加え、高齢者の生きがい・役割づくりなど環境へのアプローチ	【一般介護予防事業】 介護予防体操(身近な通いの場づくり)など多様な介護予防事業
生活支援の多様化	④ 多様かつ柔軟な生活支援の提供 →NPOやボランティアなど多様な担い手により高齢者を支援する	【介護予防・生活支援サービス事業】 住民主体サービス
	⑤ 地域における支え合いの仕組みづくり(地域力の向上) →地域ネットワーク構築、新たな資源開発により地域の支え合いの仕組みをめざす	【生活支援体制整備事業】 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)協議体

総合事業の概要

地域支援事業の全体像

平成27年5月厚生労働省資料を一部改変

<改正前>

介護保険制度

<改正後>

【財源構成】

- 国 25%
- 都道府県 12.5%
- 市町村 12.5%
- 1号保険料 22%
- 2号保険料 28%

【財源構成】

- 国 39.0%
- 都道府県 19.5%
- 市町村 19.5%
- 1号保険料 22%

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護予防事業
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- ・ 介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・ 訪問型サービス
 - ・ 通所型サービス
 - ・ 生活支援サービス(配食等)
 - ・ 介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携推進事業**
- **認知症施策推進事業**
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- **生活支援体制整備事業**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

改正前と同様

事業に移行

全市町村で実施

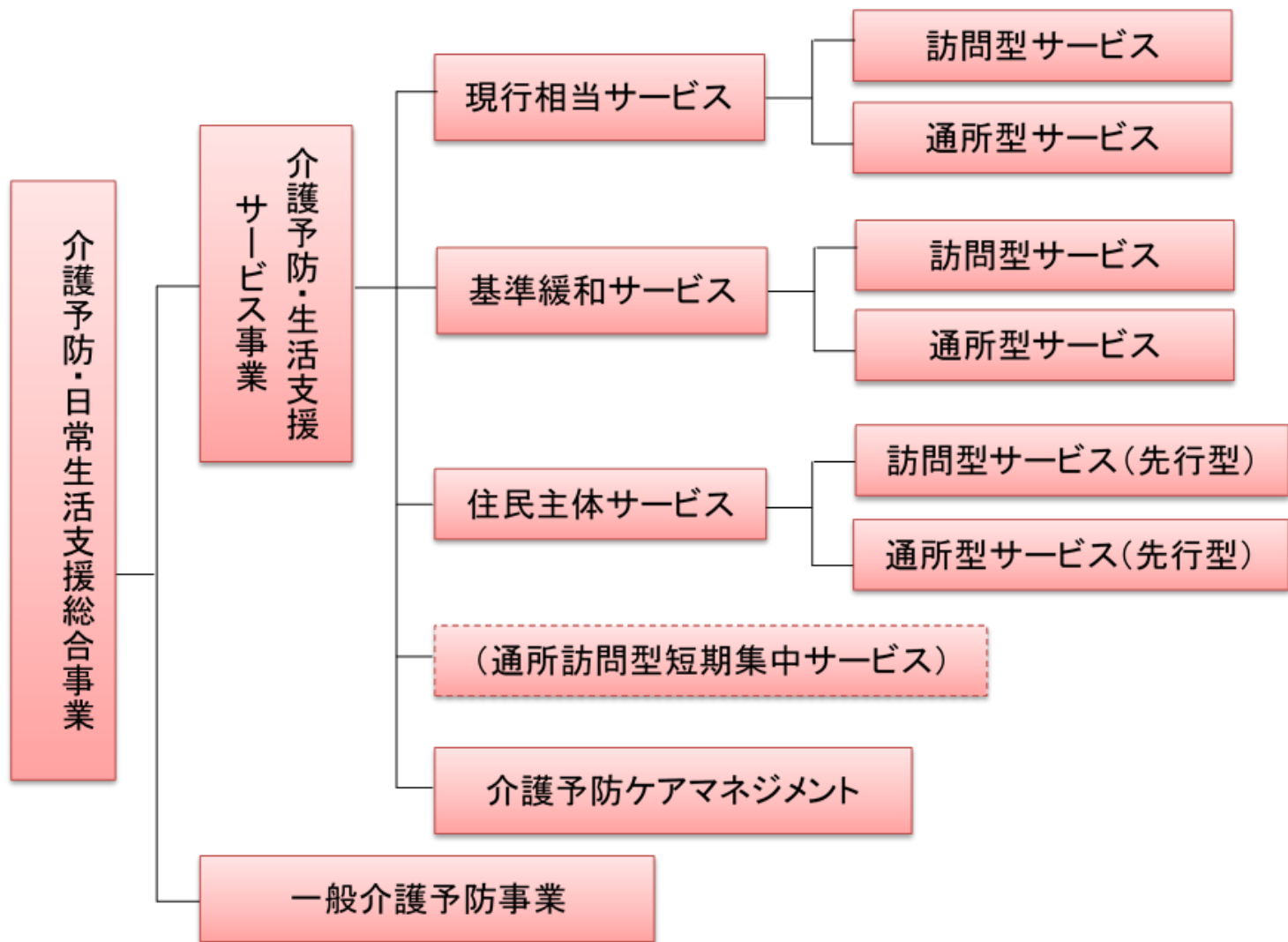
多様化

充実

地域支援事業

※厚生労働省資料を一部改変

《豊中市の総合事業 サービス体系図》 ～平成29年度～



事業実施スケジュール

事業名	平成29年度	平成30年度
介護予防・生活支援サービス事業		
◎現行相当サービス	●—————▶	
◎基準緩和サービス	●—————▶	
◎住民主体サービス	●-----▶ 試行実施	
◎通所訪問型短期集中サービス	●—————▶	
◎介護予防ケアマネジメント	●—————▶ 地域包括支援センターの マネジメント力強化	●—————▶ 地域ケア会議等による マネジメント力強化
一般介護予防事業		
◎介護予防体操（身近な通いの場づくり）	●—————▶	
生活支援体制整備事業		
◎生活支援コーディネーター	●—————▶	
◎協議体	●—————▶ 第2層(日常生活圏域)から構築	

サービス内容と利用対象者像

		現行相当サービス	基準緩和サービス	短期集中サービス ※H29 年度後半から実施予定	住民主体サービス（先行型）
サービスのおもな概要	訪問型	<ul style="list-style-type: none"> ◆訪問介護員により、身体介護・生活援助を提供 ◆基準緩和サービスとの併用不可 ◆週1～2回程度 ◆利用時間は利用者により異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ◆訪問介護員または一定の研修受講者により、生活援助を提供（※身体介護は含まない） ◆現行相当サービスとの併用は不可 ◆週1回(概ね月4回)まで、または週2回(概ね月8回)まで ◆概ね1回1時間程度 	<ul style="list-style-type: none"> ◆短期間(3～6か月間)に通所型と訪問型を組み合わせた支援を行い ADL の改善を図る <p>【訪問型】 2週に1回(1時間程度)、通所型の利用者に対して訪問してADLの評価、生活環境に対する助言を行う</p> <p>【通所型】 週1回、「とよなかパワーアップ体操」と、リハ職が作成する個別プログラムを実施する</p> <p>※他サービスとの併用等、詳細については、検討中。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆市社協と連携協同して実施
	通所型	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活機能向上のための機能訓練を提供 ◆週1～2回程度 ◆基準緩和サービスとの併用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ◆運動・レクリエーション等を提供 ◆週1回(概ね月4回)まで、または週2回(概ね月8回)まで ◆現行相当サービスとの併用は不可 		<ul style="list-style-type: none"> ◆市社協と連携協同して実施
対象者 (利用条件)	要支援1・2の認定者	要支援1・2の認定者	要支援1・2の認定者 事業対象者	要支援1・2の認定者 事業対象者	要支援1・2の認定者 事業対象者
	別紙『現行サービス対象者の考え方について』参照	(左記以外の) ・要支援1・事業対象者→週1回まで ・要支援2 →週2回まで		短期間(3～6か月間)、集中的に筋力強化運動を行うことにより、ADLの改善が見込める人	
給付管理の有無	あり	あり	なし	なし	

サービス利用の流れ

1. 新規利用者

新規利用者（要介護・要支援認定を受けていない者）が介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合は、「**要介護・要支援認定申請**」を行う。

<認定結果>

①要支援認定

「予防給付」のサービス及び介護予防・生活支援サービス事業を利用できる。

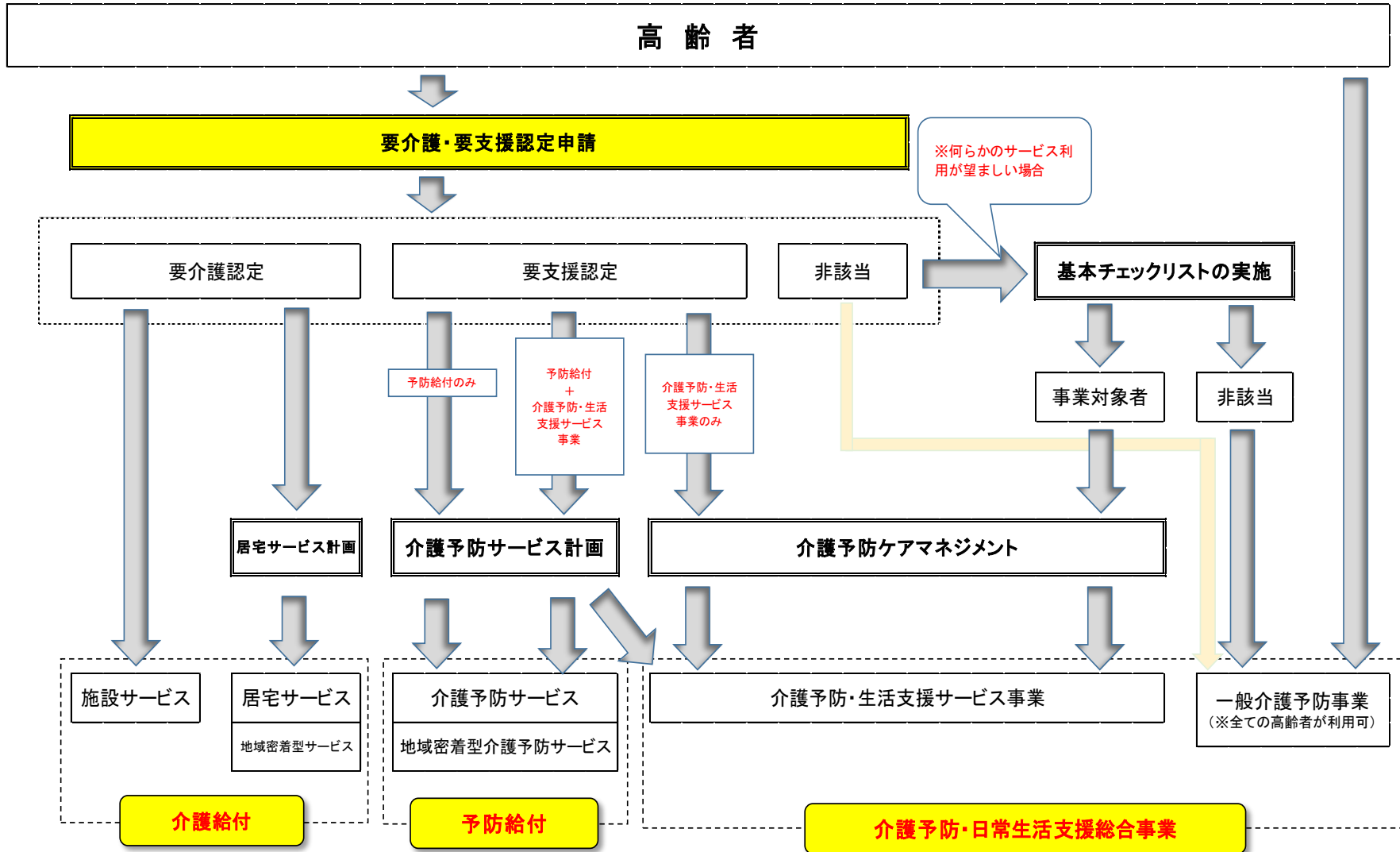
②非該当

生活機能の低下等により何らかのサービス利用が望ましいと思われる場合は基本チェックリストを実施し、事業対象者になれば介護予防・生活支援サービス事業を利用できる。

※要介護認定

「介護給付」のサービスのみ利用できる。（介護予防・生活支援サービス事業は利用できない）

利用までの流れ 《新規申請の場合》





2. 要支援認定の更新者

現在、要支援認定を受けている者が認定の更新を行う場合は、「**要介護・要支援認定申請**」または「**基本チェックリストの実施**」を選択して行う。

基本チェックリストを実施し、事業対象者になれば介護予防・生活支援サービス事業を利用できる。

<選択のめやす>

<ul style="list-style-type: none">①「予防給付」のサービスを利用しており、引き続き利用する②新たに「予防給付」または「介護給付」のサービスの利用を予定している③介護予防・生活支援サービス事業のうち現行相当サービスの利用を予定している（現在現行相当サービスを利用中で引き続き利用する場合も含む）		要介護・要支援認定申請
<ul style="list-style-type: none">①介護予防・生活支援サービス事業（現行相当サービスを除く）のみを利用しており、引き続き利用する②新たに介護予防・生活支援サービス事業（現行相当サービスを除く）のみの利用を予定している		基本チェックリストの実施

※認定申請または基本チェックリストの実施については、事業対象者の支給限度額・利用回数上限が要支援1相当であることを踏まえて選択。（次頁参照）

**■事業対象者の支給限度額・利用回数上限は要支援1相当であることから、要支援認定者の更新の際に基本チェックリストを選択する場合、以下のよ
うなケースでは注意が必要。**

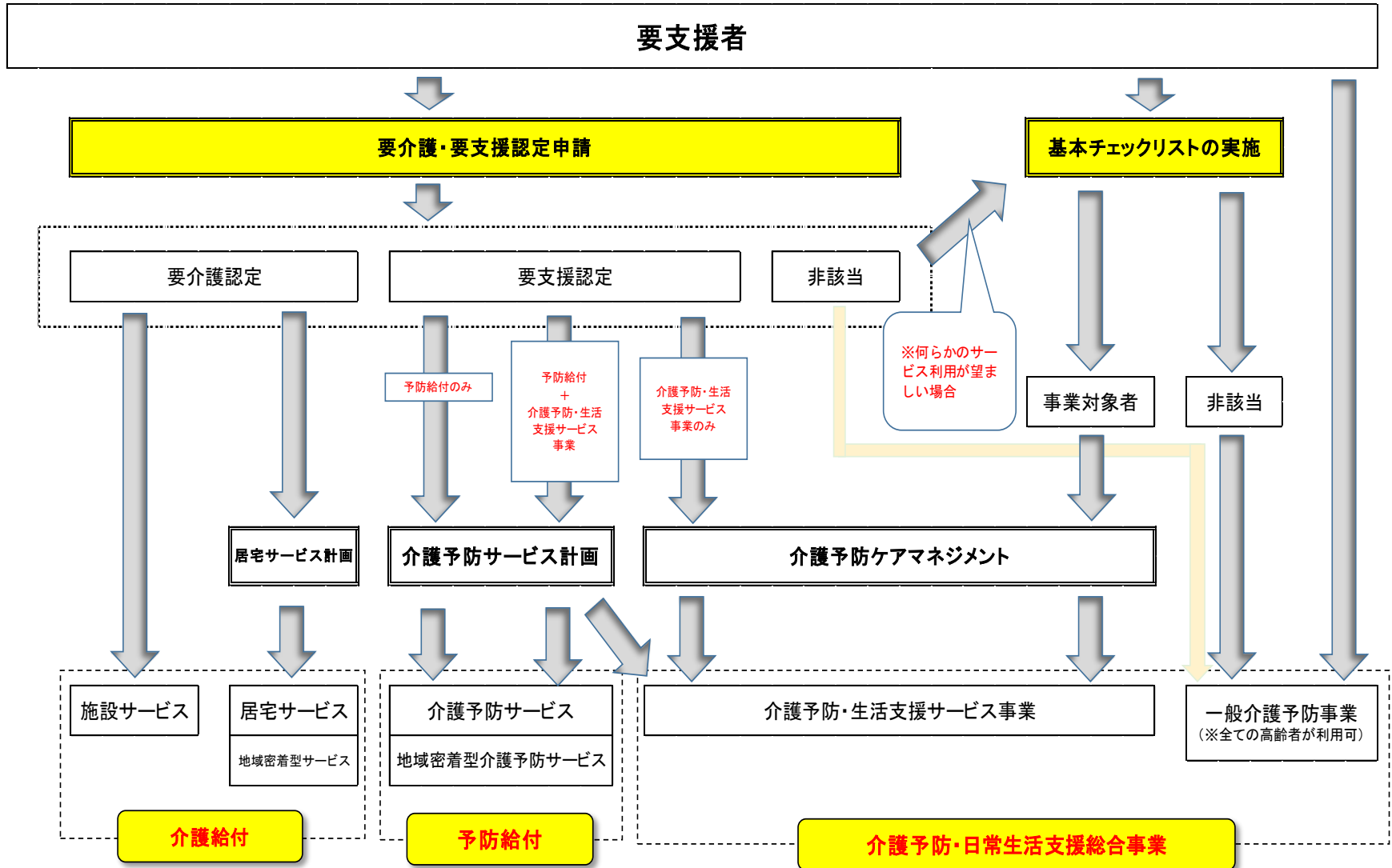
【ケース1】 要支援1認定者が利用回数を増やす場合

・ 訪問型サービス（基準緩和）を週1回利用している要支援1認定者が、利用回数を週2回に増やす場合は、基本チェックリストではなく認定申請が必要となる。

【ケース2】 要支援2認定者が基本チェックリストを行う場合

・ 通所型サービス（基準緩和）を週2回利用している要支援2認定者が、基本チェックリストの実施により事業対象者となった場合、利用回数は週1回になる。

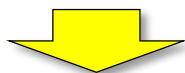
利用までの流れ 《更新申請の場合》



3. 基本チェックリスト実施後の流れ

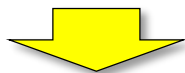
(1) 地域包括支援センターまたは高齢者支援課窓口等で基本チェックリストを実施

- 事業対象者になった場合 : (2) へ
- 非該当になった場合 : 一般介護予防事業などを紹介



(2) **基本チェックリスト**及び**介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書**を高齢者支援課に提出

※各様式については、別紙①～③参照。



(3) 高齢者支援課から事業対象者宛てに介護保険被保険者証を発行

※事業対象者の介護保険被保険者証には、以下の3つの事項を記載する

- ①事業対象者である旨
- ②基本チェックリスト実施日
- ③担当地域包括支援センター名

《被保険者証》

(表面)

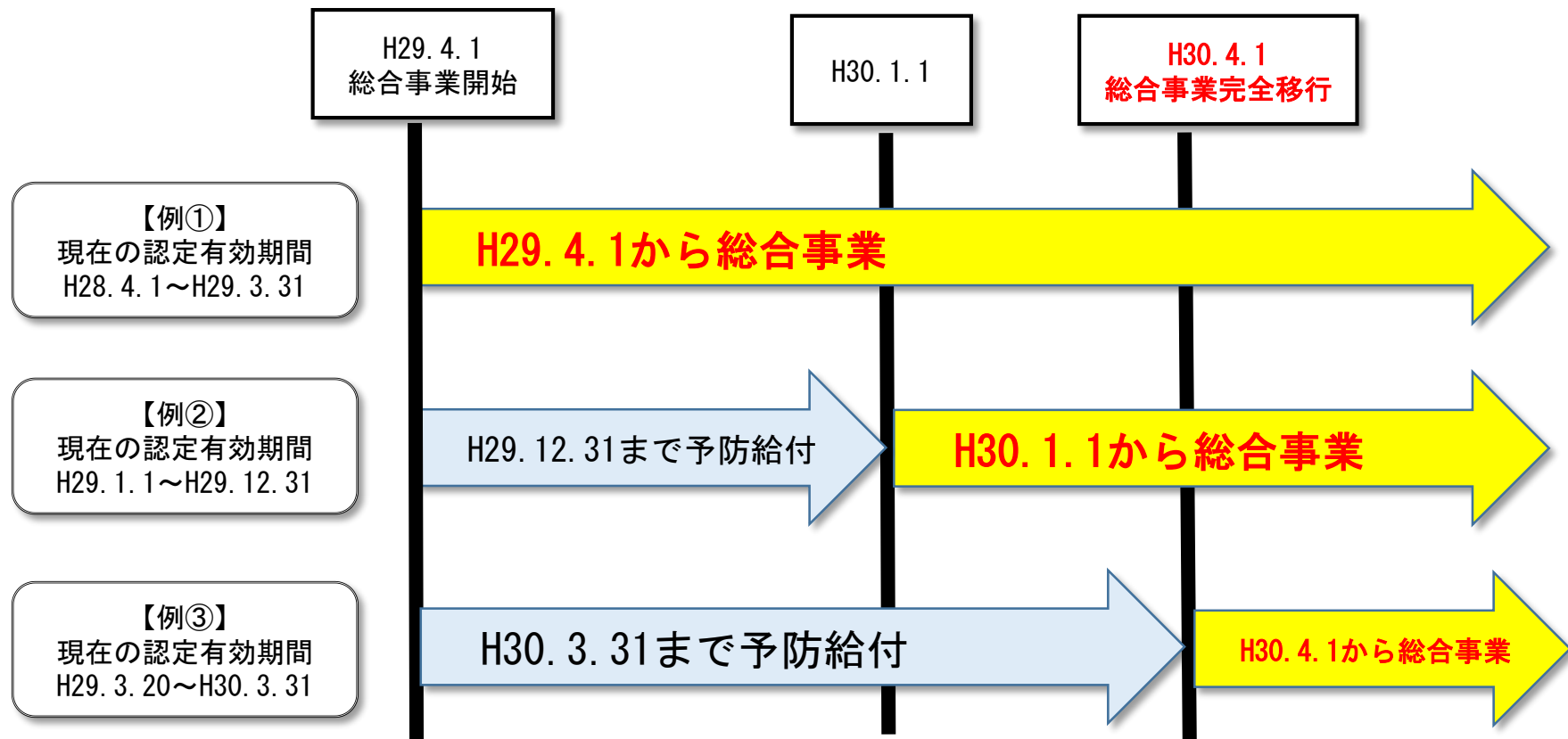
(一)		(二)		(三)		
介護保険被保険者証		要介護状態区分等	事業対象者		給付制限	
被 住 所	番号	認定年月日	平成〇年〇月〇日			内容
	フリガナ	(事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	認定の有効期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		期間
保 険 者 氏 名	氏名	居宅サービス等	区分支給限度基準額	平成 年 月 日～平成 年 月 日	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	
	生年月日	フリガナ	平成 年 月 日～平成 年 月 日	1月当たり	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	
交付年月日	平成 年 月 日	(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	種類支給限度基準額	居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	
保険者番号並びに保険者の名称及び印		認定審査会の意見及びサービスの種類の指定				〇地域包括支援センター
					届出年月日 平成 年 月 日	
					届出年月日 平成 年 月 日	
					介護保険施設等	
					種類	
					名称	
					種類	
					名称	

4. 総合事業の対象者の移行について

- ①平成29年4月1日以降に、新規、区分変更、更新により要支援認定を受けた人（認定有効期間の開始年月日が平成29年4月1日以降の要支援者）
- ②平成29年4月1日以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された人

■要支援者の認定有効期間は、現在、最長で1年なので、豊中市では平成29年4月から1年かけて移行する。

《更新の場合の総合事業への移行（例）》



介護予防ケアマネジメント について

介護予防ケアマネジメントの役割

介護予防の目的

要介護状態等となることの**予防**
要介護状態等の**軽減・悪化の防止**



ケアマネジメントプロセスを通じて
高齢者自身が**自立した**日常生活を送れるように**支援(自立支援)**

これからの介護予防の視点

- 「心身機能」「活動」「参加」のバランス

従来の心身機能重視の機能訓練からの転換

⇒ 「居場所」「出番」づくりなどにより**バランスのとれたアプローチ**

- 「支援する側」「支援される側」からの発想転換

要支援者 ADL(身の回りの動作/排泄・食事摂取等)は自立

IADL(生活行為/買い物等)の一部が困難

⇒ 地域とのつながりを維持しながらその能力に応じた柔軟な支援
自立意欲の向上につなげる

自立支援型ケアマネジメント

- 本人の意欲に働きかけながら、
- 目標指向型の計画を作成し、
- 地域での社会参加の機会を増やし、
- 状態などに応じて地域の支え手になることを目指す



介護予防ケアマネジメントによる支援

自立支援型ケアマネジメント

- 「~~できないことを代わりにする~~」ではなく
⇒ 可能な限り「**できるようにするための支援**」
- 「したい」「できるようにになりたい」を実現
 - ⇒ **目標を明確**に設定
 - ⇒ 目標や具体的な取り組みなどを本人と**共有**
 - ⇒ 本人が「**自立支援に向けた意欲**」を持ち、**自ら**介護予防などに**取り組む**などを支援

介護予防ケアマネジメントの類型と対象者

	ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)
概要	<p>◆従来の「指定介護予防支援」と同様のプロセス(介護報酬の請求方法を除く)で実施する。</p>	<p>◆目標設定及び利用サービスの選定までは、本人と地域包括支援センターが相談しながら実施。</p> <p>◆ケアプランは作成せず、アセスメントの内容や目標・利用サービス内容等を「ケアマネジメント結果」として共有。</p> <p>◆その後は本人が目標達成に向けてマネジメントを展開する。(セルフマネジメントの推進)</p>
対象者	<p>◆給付管理の対象となる総合事業のサービス(指定を受けたサービス=現行相当、基準緩和サービス)を利用する場合</p> <p>◆通所訪問型短期集中サービスを利用する場合</p>	<p>◆住民主体サービス等を利用するなど、給付管理の対象となるサービスを利用しない場合であって、本人自身が自分の健康づくりや介護予防活動に主体的に取り組む姿勢を持っていたりするような場合が想定される。</p> <p>(例) アセスメント等の結果、「配食サービス」「校区サロン」や「体操の集い」などを利用しながらセルフマネジメントを行う場合など</p>

介護予防ケアマネジメントプロセス

	ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)
プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ① アセスメント ② ケアプラン原案作成 ③ サービス担当者会議 ④ 利用者への説明・同意 ⑤ ケアプラン確定・交付 ⑥ サービス利用開始 ⑦ モニタリング(電話等→毎月) (訪問→3か月に1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ① アセスメント ② ケアマネジメント結果を本人に説明・同意・交付 (結果をサービス提供者にも提供) ③ サービス利用開始 ④ 1年以内のモニタリング (1回のみで可。モニタリング時期は本人状況を踏まえ適宜判断)
様式	介護予防支援と同様の様式を使用	記載事項を一部省略

介護予防ケアマネジメントの単価

	ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)								
単 価	<p>◆原則的なケアマネジメントであり、現行の介護予防支援と同じプロセスであることを踏まえ、介護予防支援費と同額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>基本(1月につき)</td> <td>430単位</td> </tr> <tr> <td>初回加算</td> <td>300単位</td> </tr> <tr> <td>介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所連携加算</td> <td>300単位</td> </tr> </table> <p>※ 算定方法や基準は「指定介護予防支援」と同様の考え方とする</p>	基本(1月につき)	430単位	初回加算	300単位	介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所連携加算	300単位	<p>◆ケアマネジメントAから業務は一部省略されるものの、利用者自身のセルフマネジメントへの働きかけ、1年以内のモニタリングなどを踏まえ、以下の額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>基本(初回月のみ支給)</td> <td>730単位</td> </tr> </table> <p>※ モニタリングを行う月の分も上記に含める</p>	基本(初回月のみ支給)	730単位
	基本(1月につき)	430単位								
初回加算	300単位									
介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所連携加算	300単位									
基本(初回月のみ支給)	730単位									
		<p>※ 1単位 = 10.84円(端数切捨て)</p>								

介護予防ケアマネジメントの委託

	ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)
居宅介護支援事業所への委託	<ul style="list-style-type: none">・ 認定非該当から事業対象者になった人・ 要支援(サービス未利用)から事業対象者になった人 <p>⇒ H29年度は、初回は包括が行い、委託不可とする。(H30以降は検討)</p> <p>⇒ ただし、評価後の継続分は委託可。</p> <p>⇒ 高齢夫婦(世帯)において、一方が要介護者である場合には、利用者世帯の包括的マネジメントの観点から、例外的に当初からの委託も可とする。</p>	<p>地域包括支援センターが行うこととし、居宅介護支援事業所への委託不可。</p>

介護予防ケアマネジメントの委託

	ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)
居宅介護支援事業所への委託	<ul style="list-style-type: none">・ 要支援(介護サービス利用者)から事業対象者になった人・ 要支援者 <p>⇒初回から委託可</p> <p>⇒ただし、初回は包括が立ち会い、総合事業の趣旨説明・契約を行う。包括の同席・助言の下で、居宅支援事業所がチェックリスト・アセスメント・担当者会議を行い、ケアプランや支援経過記録の提出を求める。(現行の介護予防支援と同様の手順)</p> <p>※ 原案作成委託費(現行の介護予防支援と同様) 居宅 (9) : 包括(1)</p>	

介護予防ケアマネジメント依頼届など

利用者	利用するサービス		ケアマネジメント (サービス計画届等)
	予防給付	総合事業	
要支援者	○	○	介護予防支援 (介護予防サービス計画作成届) 介護予防支援費から支出
	○		
事業対象者		○ ※1	介護予防ケアマネジメント ※2 (介護予防ケアマネジメント依頼届) 総合事業費 から支出
		○ (ただし、現行相当サービスの利用は不可)	

※1 要支援認定者で既に予防給付サービスを利用しており、「介護予防サービス計画作成届」を市に提出している人について、改めて「介護予防ケアマネジメント依頼届」の提出が必要かについては、現在、検討中です。

※2 介護予防ケアマネジメントでは、プランの自己作成は想定されていません。

介護予防ケアマネジメントの契約等

契約締結者	内 容	備 考
利用者 と 地域包括支援 センター	介護予防ケアマネジメント業務を提供する旨の重要事項説明書・契約書 ※ 介護予防支援と併用の予定	① 次の場合は、改めて契約締結が必要となる <input type="checkbox"/> 要支援認定者が「事業対象者」になり、総合事業サービスを利用する場合 <input type="checkbox"/> H29年度以降に認定更新により要支援者となった人で、予防給付サービスを利用せずに総合事業サービスのみを利用する場合 ② H29年度中に新規申請により要支援認定を受けた人
居宅介護支援事業者 と 地域包括支援 センター	介護予防ケアマネジメント業務の一部(原案作成)を委託する契約書 ※ 介護予防支援と併用の予定	

現行相当・基準緩和サービス

1. 訪問型サービス

	現行相当サービス	基準緩和サービス (一体型) ※1	基準緩和サービス (単独型)
対象者	要支援1・2の認定者	要支援1・2の認定者および事業対象者	
	P45 別紙【現行相当サービス対象者の 考え方】参照	現行相当サービスの利用が適当であると判断された人以外の人	
	※現行相当サービスと基準緩和サービスとの併用は不可。		
内容	身体介護、生活援助	生活援助 ※身体介護は含まない	
頻度・時間	週1回～2回程度 利用時間は利用者により異なる	要支援1・事業対象者 週1回まで（おおむね月4回まで） 要支援2 週2回まで（おおむね月8回まで） おおむね1回1時間程度	
サービス 提供者	訪問介護員 (資格を持つヘルパー)	訪問介護員または一定の研修受講者	
実施方法	事業者指定		

※1 指定訪問介護事業所で一体的に基準緩和サービスを実施する場合。

	現行相当サービス	基準緩和サービス (一体型)	基準緩和サービス (単独型)
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従 1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従 1人以上 <p style="text-align: center;">同左</p>	同左
	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者 必要数 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 	同左
	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（一部非常勤可）。 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者】 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問事業責任者 従事者のうち必要数 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 	同左
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 		
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 <p style="text-align: center;">同左</p>	同左

	現行相当サービス	基準緩和サービス (一体型)	基準緩和サービス (単独型)
単価	1単位 = 10.84円		
報酬	月額報酬 1,168単位/月 (週1回程度) 2,335単位/月 (週2回程度) 3,704単位/月 (週2回を超える程度 (要支援2の人が対象)) 予防給付の単価に準ずる	回数制 234単位/回 月4回超の場合 1,027単位/月 (週1回利用で5週目がある場合) 月8回超の場合 2,024単位/月 (週2回利用で5週目がある場合)	同左
加算	予防給付に準ずる	処遇改善加算 初回加算 軽度化加算30単位/月 災害時訪問計画加算 10単位/月 (※要介護者も含めた計画を策定する場合は20単位/月)	

2. 通所型サービス

	現行相当サービス	基準緩和サービス (一体型) ※2	基準緩和サービス (単独型)
対象者	要支援1・2の認定者	要支援1・2の認定者および事業対象者	
	P45 別紙【現行相当サービス対象者の 考え方】参照	現行相当サービスの利用が適当であると判断された人以外の人	
	※現行相当サービスと基準緩和との併用は不可。		
内容	生活機能向上のための機能訓練	運動・レクリエーション等	
頻度	週1～2回程度	要支援1・事業対象者 要支援2	週1回まで（おおむね月4回まで） 週2回まで（おおむね月8回まで）
サービス提供者	通所介護事業者の従事者	通所介護事業者の従事者 一定の研修受講者 ※現行より強化するものではありません	
実施方法	事業者指定		

※2 指定通所介護、指定地域密着型通所介護事業所で一体的に基準緩和サービスを実施する場合。

	現行相当サービス	基準緩和サービス (一体型)	基準緩和サービス (単独型)
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従 1 以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	従事者が専従要件を満たしている とみなし <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従 1 以上 同左 	同左
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ～15人 専従1以上 15人～利用者1人につき専従0.2人以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員 1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者 ～15人 専従 1 以上 15人～利用者1人につき必要数	同左
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室 (3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上) ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要な設備、備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 同左	同左

	現行相当サービス	基準緩和サービス（一体型）	基準緩和サービス（単独型）		
単価	1単位 = 10.54円				
報酬	月額報酬 1,647単位/月（要支援1） 3,377単位/月（要支援2） 予防給付の単価に準ずる	回数制			
		3時間未満	330単位/回	3時間以上	350単位/回
		月4回超	1,438単位/月		1,525単位/月
		(週1回利用で5週目がある場合)			
		月8回超	2,865単位/月		3,038単位/月
(週2回利用で5週目がある場合)					
加算	予防給付に準ずる	処遇改善加算 軽度化加算30単位/月、自立支援促進体制加算20単位/月			

【現行相当サービス対象者の考え方】

訪問型サービス・通所型サービス

現行の『サービス』が必要なケース(例えば、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者、退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等)



想定ケース

- ・認定調査票もしくは医師の意見書の認知症自立度がⅡ以上の人、認知症と診断されている人
- ・認定調査票もしくは医師の意見書の障害自立度がランクB以上の人
- ・退院6カ月以内で状態が変化しやすい人
- ・ターミナルケアが必要な人
- ・疾病その他の原因により、状態が変化しやすい人
- ・訪問介護で身体介護が必要な人
- ・訪問介護で週3回訪問が必要な人(要支援2の人が対象)
- ・その他、現在サービスを利用して、サービスの利用の継続が必要な人
(服薬管理、体調管理、入浴介助が必要なケースや身体・精神・療育等手帳保有など特別に配慮を必要とするケース等)
- ・居住している日常生活圏域内に利用可能な基準緩和サービス・住民主体サービスがない人
(経過的措施(状況に応じて見直しあり))

利用者負担割合

1割もしくはは2割（現行どおり）

区分支給限度額

要支援 1	要支援 2	事業対象者
5,003単位	10,473単位	5,003単位 (要支援 1 の支給限度額)

豊中市総合事業 事業所指定スケジュール等について（予定）

1. 指定スケジュールについて

月	1	2						3	4
日	4	1	15	21	22	23	28	10	1
新規事業所※1 【原則通り】	申請予約期間			申請書類受付日		補正期間			事業開始日 (指定日)
既存事業所※2 【簡易な申請※3】	—	申請受付期間						—	事業開始日 (指定日)

※1 平成29年3月31日までに豊中市において介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けていない事業所のことを示しています。豊中市の被保険者にサービス提供している豊中市外の事業所で現行相当サービスのみなし指定を受けている場合であっても、基準緩和サービスについては新規事業所として原則通りの指定申請手続きを行う必要があります。また、豊中市外の事業所でみなし指定を受けていない事業所は、現行相当サービス、基準緩和サービスのそれぞれについて簡易な申請ではなく、原則通りの指定申請手続きを行う必要があります。

※2 平成29年3月31日までに豊中市において介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けた事業所は、みなし指定のあり/なしに関わらず、簡易な申請によって総合事業のサービスの指定を受けることができます。

※3 「簡易な申請」は、申請時の提出書類の簡素化を想定しており、必要書類の詳細は追って市ホームページ等でお示しします。

2. 豊中市総合事業指定申請の要否について

みなし指定あり/なしの総合事業指定申請の要否

	現行相当サービスの指定	基準緩和サービスの指定
みなし指定あり※4	不要	要
みなし指定なし	要	要

※4 平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けた事業所は、総合事業の指定を受けたものとみなす経過措置（みなし指定）が設けられていることから、特に手続きをしなくても平成30年3月31日までは総合事業の現行相当サービスを提供することができます。

3. 豊中市総合事業指定申請の手続きについて

新規/既存事業所の総合事業指定申請方式

	現行相当サービスの指定	基準緩和サービスの指定
新規事業所	原則通り	原則通り
既存事業所	簡易な申請 (みなし指定ありの場合は不要)	簡易な申請

4. その他

- 新規で豊中市総合事業の通所型サービスの指定を受ける場合は、改修や新築工事等を行う前に事前協議が必要となります。
- 5月1日以降に豊中市総合事業の指定を受ける場合は、現在の居宅サービスの指定申請スケジュールに沿った手続きとなります。
(但し、既存事業所の申請方法は、簡易な申請とします。)
- 総合事業の新規指定申請については、当面の間、手数料は徴収いたしません。

その他

基準緩和サービス従事者研修(案)

項目		平成 28 年度	平成 29 年度
		3 月	4 月以降
研修カリキュラム		研修カリキュラムの作成・公表	—
研修体制	市主催	従事者研修実施(50名程度)(1回)	従事者研修実施(年2回実施)
	事業所主催	—	従事者研修実施(任意)
試験体制	市主催	従事者研修修了試験実施(1回)	従事者研修修了試験実施

○平成 28 年度中に、市主催の基準緩和サービス従事者研修を実施(1回)

○平成 29 年 4 月以降は年 2 回の基準緩和サービス従事者研修を予定

○研修カリキュラムを公表し、平成 29 年 4 月以降は各事業所での研修実施が可能

○市主催の研修、事業所主催の研修いずれを受講した場合も従事者研修修了試験を受験し、修了証を交付

運営規程・利用者との契約について

○運営規程について

- ・提供するサービスが変わるため、運営規程の記載内容を変更する必要があります。（例：サービス名及び引用する条文を追加など）
- ・居宅サービス（訪問介護、通所介護）の運営規程と別々に作成しても、一体的に作成してもかまいません。
- ・平成29年度中は介護予防訪問介護、介護予防通所介護と総合事業のサービスが並行して実施される可能性があるため、両方の記載が必要です。
- ・他市町村が実施する総合事業のサービスの指定を受ける場合は、記載が異なる場合もありますので、当該市町村にお問い合わせください。
- ・当該変更のみをもって、変更届の提出は不要とします。

○契約書について

- ・契約内容が変わる場合は、改めて契約書を交わしなおすのが適切と考えます。
- ・しかし、提供されるサービス内容その他の契約内容で変更になる部分のみを記載した覚書等を取り交わすといった対応も考えられます。
- ・いずれにしても、契約書については、後になって誤解が生じないように利用者及びその家族への対応を適切に行ってください。

定款の記載について

既に「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の事業者指定を受けている各事業者(法人)におかれましては、事業実施の根拠となる事業名称が変更になりますので、定款の記載内容によっては定款変更が必要となる場合があります。

定款変更が必要な場合は、法人として適切に定款変更の手続きを行ってください。

ただし、定款変更が必要であっても、この定款変更のみをもって、指定サービスの変更届出書の提出は不要です。

<定款記載例>

- ・「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」
- ・「介護保険法に基づく第1号事業」
- ・「介護保険法に基づく第1号訪問事業」
- ・「介護保険法に基づく第1号通所事業」
- ・「介護保険法に基づく介護予防サービス事業又は第1号事業」
- ・「介護保険法に基づく介護予防訪問介護又は第1号訪問事業」
- ・「介護保険法に基づく介護予防通所介護又は第1号通所事業」

※平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」と総合事業のサービスが並行して実施される可能性があるため、両方の事業の記載が必要となります。

<定款変更の必要性がない記載例>

社会福祉法人等の場合

- ・「社会福祉法に基づく老人居宅介護事業」
- ・「社会福祉法に基づく老人デイサービス事業(老人デイサービスセンター)」

医療法人等の場合

・事業所名を列記する手法で記載している場合

「〇〇〇〇は、次の業務を行う。 〇〇〇〇訪問介護ステーション」

「〇〇〇〇は、次の業務を行う。 〇〇〇〇デイサービスセンター」

※上記の定款記載例はあくまでも例示です。

法人の種別、現在の定款記載内容によって定款の変更の必要性等が異なる場合があります。